

国立大学法人旭川医科大学危機管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学危機管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学危機管理規程（平成20年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 部局等 各講座（分野が置かれている講座においては分野）・ 学科目，図書館，病院，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営 規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する 部署，監査室及び事務局をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年5月25日から施行し、改正後の第2条第3号の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 部局等 各講座（分野が置かれている講座においては分野）・ 学科目，図書館，病院，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営 規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する 部署，監査室，<u>学長政策推進室</u>及び事務局をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p>

令和4年4月1日付け事務局等組織の改組に伴い、所要の改正を行う
ものである。